

## 令和4年度個人情報の目的外利用の状況

令和4年度中に行った個人情報の目的外利用について公表します。

個人情報の目的外利用については、沖縄市個人情報保護条例第9条第1項において、原則禁止とし、同第2項において、例外的にこれを認めております。また、目的外利用を行った際は、市長に届け出なければならないとしており、市長は、当該届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものと定めております。

### 【概要】

①目的外利用件数(届出)	7件														
②目的外利用の根拠別件数	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>条例第9条第2項第1号(法令等に定めがある場合)</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>条例第9条第2項第2号(出版、報道により公にされた情報である場合)</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>条例第9条第2項第3号(本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合)</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>条例第9条第2項第4号(緊急かつやむを得ない場合)</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>条例第9条第2項第5号(審議会の意見を聴いた上で、特に必要があると認める場合)</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(再掲)このうち、個人情報の特例類型事項IV-4を適用し提供したもの</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(再掲)このうち、個人情報の特例類型事項IV-5を適用し提供したもの</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> </table>	条例第9条第2項第1号(法令等に定めがある場合)	0件	条例第9条第2項第2号(出版、報道により公にされた情報である場合)	0件	条例第9条第2項第3号(本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合)	2件	条例第9条第2項第4号(緊急かつやむを得ない場合)	1件	条例第9条第2項第5号(審議会の意見を聴いた上で、特に必要があると認める場合)	4件	(再掲)このうち、個人情報の特例類型事項IV-4を適用し提供したもの	4件	(再掲)このうち、個人情報の特例類型事項IV-5を適用し提供したもの	0件
条例第9条第2項第1号(法令等に定めがある場合)	0件														
条例第9条第2項第2号(出版、報道により公にされた情報である場合)	0件														
条例第9条第2項第3号(本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合)	2件														
条例第9条第2項第4号(緊急かつやむを得ない場合)	1件														
条例第9条第2項第5号(審議会の意見を聴いた上で、特に必要があると認める場合)	4件														
(再掲)このうち、個人情報の特例類型事項IV-4を適用し提供したもの	4件														
(再掲)このうち、個人情報の特例類型事項IV-5を適用し提供したもの	0件														

### 【詳細】

受付番号	受付年月日	目的外利用をする課	個人情報を保有する課	業務の名称	目的外利用をする期間	目的外利用をする保有個人情報の内容	目的外利用をする根拠
1	令和4年9月1日	建設部 公園みどり課	総務部 資産税課	諸見里近隣公園里道整備用地測量業務委託	令和4年8月26日～ 令和4年8月26日	土地課税台帳における土地所有者情報(地番、所有者名、所有者住所)	沖縄市個人情報保護条例第9条第2項第5号に該当 特例類型 IV-4を適用
2	令和4年9月8日	こどものまち推進部 こども企画課	こどものまち推進部 こども家庭課	沖縄市子育て世帯給付金	令和4年9月7日～ 令和5年3月31日	児童手当、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付金に登録のある世帯に関する情報(受給の有無、送付先、及び支給先口座情報として利用)	沖縄市個人情報保護条例第9条第2項第3号に該当
3	令和4年9月13日	建設部 建築指導課	建設部 都市交通担当	建築基準法第8条に基づく建築物の維持保全に関する指導業務	令和4年9月2日～ 令和4年9月2日	建築物及び土地所有者氏名、住所、連絡先	沖縄市個人情報保護条例第9条第2項第4号に該当
4	令和4年10月4日	こどものまち推進部 こども相談・健康課	こどものまち推進部 こども相談・健康課	児童虐待対応及び虐待予防に関する業務	経常的利用	・被虐待児及び虐待を受けている恐れのある児童やその養育者、特定妊婦に関する母子保健の係属情報及び支援情報 ・乳幼児健診の受診情報 ・予防接種の接種情報	沖縄市個人情報保護条例第9条第2項第5号に該当 特例類型 IV-4を適用
5	令和4年10月4日	こどものまち推進部 こども相談・健康課	総務部 市民税課	児童虐待対応及び虐待予防に関する業務	経常的利用	・被虐待児及び虐待を受けている恐れのある児童やその養育者、特定妊婦に関する所得・課税情報	沖縄市個人情報保護条例第9条第2項第5号に該当 特例類型 IV-4を適用
6	令和4年10月18日	建設部 公園みどり課	総務部 資産税課	諸見里近隣公園里道整備用地測量業務委託	令和4年10月13日～ 令和4年10月13日	土地課税台帳における土地及び建物所有者情報(地番、所有者名、所有者住所、電話番号、財産管理人)	沖縄市個人情報保護条例第9条第2項第5号に該当 特例類型 IV-4を適用
7	令和5年2月22日	こどものまち推進部 こども家庭課	こどものまち推進部 こども家庭課	沖縄市放課後児童クラブ保育料軽減事業に係る児童扶養手当受給世帯状況照会に対する回答	令和5年2月22日～ 令和5年2月22日	沖縄市放課後児童クラブ保育料軽減事業にて申請手続きのあった世帯の児童扶養手当受給状況	沖縄市個人情報保護条例第9条第2項第3号に該当

### 参考:個人情報の取扱いの特例類型事項(抜粋)

➢ 特例類型事項は、例外的な取扱いが想定されるものを包括的に整理し、あらかじめ審議会に対し諮問を行い、意見聴取を行った上で、特例的な取扱いが特に必要であると市長が承認を行ったものとなっております。当該特例類型事項に該当する事案については、既に審議会へ意見聴取が行われているものとして取扱い、当該特例的な取扱いを行うことができます。

類型IV【目的外利用等の特例類型事項】-第9条第2項第5号関係-

4. 次の事項に該当する場合においては、条例第9条第2項第5号の規定に基づいて、個人情報の目的外利用又は提供をすることができるものとする。

整理番号	事項	特例的な取扱いを認める理由
IV-4	行政機関が法令に基づいて行う事務において、目的外利用又は外部提供を行う場合。 ただし、当該個人情報を当該行政機関が法令に基づき行う事務の遂行に必要な範囲内で取り扱う場合であって、依頼等に合理性があり使用する目的に公益性があり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情から本人の権利利益を侵害するおそれがない場合に限る。	行政機関においては、法令に基づいて公益を目的とした多様な事務を行っており、当該事務の遂行に当たり当該個人情報を必要とする必然性及び公益性が認められる場合については、本市が保有する個人情報を当該事務の範囲内において目的外利用又は外部提供を行うことを認める必要がある。
IV-5	法令の任意規定に基づく提供依頼や照会に対して、必要な限度において個人情報を提供する場合。 ただし、当該個人情報を使用する目的に公共性があり又は実施機関から提供を受けなければ目的を達成することが困難であり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情から本人の権利利益を侵害するおそれがない場合に限る。	法令に基づいて行われる提供の要請には、次のような事例がある。 この場合、当該行政機関等に対して必要な範囲において目的外利用や外部提供を認める必要がある。 ①刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会 ②刑事訴訟法第279条の規定に基づく裁判所による照会 ③弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会による照会